

当院のご案内

医療機関名 湖南病院
診療科目 精神科、心療内科
病床数 116床(2階病棟56床、3階病棟60床)
管理者 院長 柴崎 守和

1. 近畿厚生局滋賀事務所への届出事項に関する事項

当院では、次の施設基準に適合しているものとして届出を行っています。

(基本診療料)

- ・看護配置加算
- ・看護補助加算1
- ・精神科急性期医師配置加算2の口
- ・精神科急性期治療病棟入院料1
- ・精神療養病棟入院料
- ・診療録管理体制加算2
- ・精神科地域移行実施加算
- ・データ提出加算2の口
- ・データ提出加算4の口

(特掲診療料)

- ・がん治療連携指導料
- ・こころの連携指導料(Ⅱ)
- ・薬剤管理指導料
- ・精神科退院時共同指導料1および2
- ・通院・在宅精神療法「注8」に規定する療養生活継続支援加算
- ・通院・在宅精神療法「注9」に規定する心理支援加算
- ・通院・在宅精神療法「注13」
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショートケア(小規模)
- ・精神科デイケア(小規模)
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- ・医療保護入院等診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- ・入院ベースアップ評価料57

2. 入院時食事療養に関する事項

当院では、入院中の食事について次のように届出を行い、提供をしております。

- ①厚生労働大臣の定める基準において、当院は「入院時食事療養(1)」の届出を行っています。
- ②管理栄養士により管理された食事を適切な温度で提供しております。
- ③適時(夕食は午後6時以降)に食事を提供しています。
- ④健康保険法等の規定に基づき、入院費とは別に、入院時の食事に係る自己負担分をお支払いいただきます。

3. 明細書の発行に関する事項

当院では請求書発行時、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されています。

公費負担医療の受給者の方で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にお申し出ください。

4. 特定療養費および保険外費用に関する事項

当院では別紙の「特別室のご案内」「保険外サービス一覧表」等の記載項目について、実費のご負担をお願いしております。詳細は担当職員にお問い合わせ下さい。

5. 入院基本料等に関する事項

厚生労働大臣の定める入院基本料等のうち、当院では次の入院料と職員の配置等について届出をしております。

なお、当院において、患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

令和8年6月1日現在

病棟名	対象患者様	入院料種別	施設（人員）基準等
2階病棟	(1)入院日から起算して90日以内の患者様 (2)当院入院中の患者様で急激な症状悪化のために集中的な治療が必要と判断される患者様 (3)クロザピンを新規に導入される患者様	(1)精神科急性期治療病棟入院料1 (2)精神科急性期医師配置加算2の口 (3)データ提出加算2の口	①当院には常勤の精神保健指定医が2人以上配置されています。 ②当病棟には精神保健指定医1名を含め常勤の精神科医師が3人以上配置されています。 ③当病棟では、月平均で1日当り10人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。 ④看護職員のうち7割以上、看護師を配置しています。 ⑤看護職員（看護師・准看護師）の時間帯毎の配置は平均して次の通りです ・午前9時～午後5時 看護職員1人当たりの受持ち数は8.0人以内です ・午後5時～午前1時 看護職員1人当たりの受持ち数は22.0人以内です ・午前1時～午前9時 看護職員1人当たりの受持ち数は22.0人以内です ⑥各月においては、月平均1日当り10人以上の看護職員を、平日、土曜日、日祝日で傾斜配置しております。 また、病棟内においても患者様の重症度により傾斜配置しております。
	入院日から起算して90日を超える患者様	(1)精神病棟入院料(15対1入院基本料) (2)看護配置加算 (3)看護補助加算1 (4)診療録管理体制加算2 (5)精神科地域移行実施加算 (6)データ提出加算2の口 (7)データ提出加算4の口	⑦夜勤帯には、看護職員（看護師・准看護師）が常時2人以上勤務しております。 ⑧当病棟では、月平均1日当り5人以上の看護補助者が勤務しています。
3階病棟	3階病棟全患者様	(1)精神療養病棟入院料 (2)精神科地域移行実施加算 (3)データ提出加算2の口 (4)データ提出加算4の口	①3階病棟に常勤の専任精神科医師が1名以上配置されています。 ②当病棟では、月平均で1日当り11人以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しています。 ③看護要員11人のうち6人以上は看護職員（看護師・准看護師）を配置しています。 ④看護職員のうち5割以上、看護師を配置しています。 ⑤夜勤帯に看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が常時2人勤務しており、そのうち1人は看護職員（看護師・准看護師）です。 ⑥看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）の時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・午前9時～午後5時 看護要員1人当たりの受持ち数は9.0人以内です ・午後5時～午前1時 看護要員1人当たりの受持ち数は27.0人以内です ・午前1時～午前9時 看護要員1人当たりの受持ち数は27.0人以内です ⑦各月においては、月平均1日当り11人以上の看護要員を、平日、土曜日、日祝日で傾斜配置しております。 また、病棟内においても患者様の重症度により傾斜配置しております。

保険外サービス一覧表

令和8年4月

1 文書料									
(1)	診断書・証明書（当院所定のもの）						3,300円		
(2)	通院医療費公費負担診断書						5,500円		
(3)	精神障害者保健福祉手帳診断書						8,800円		
(4)	生命保険診断書（証明書）						5,500円		
(5)	年金診断書						8,800円		
(6)	健康診断書						3,300円		
(7)	成年後見人申請書料			所定の様式（1枚物）のもの			8,800円		
(8)	医療費証明書			1通			1,100円		
(9)	上記以外の診断書，証明書はその都度判断させていただきます。								
2	2階	特別室（個室）	201号室	202号室	214号室	215号室	229号室	1日	3,850円
		特別室（個室）	203号室	204号室				1日	5,500円
3	3階	特別室（個室）	301号室	302号室				1日	3,850円
3 管理料									
(1)	こづかい管理料						1月	4,290円	
(2)	通帳印鑑・貴金属管理料						1月	4,620円	
(3)	上記以外の管理は、その都度判断させていただきます。								
4 使用料									
(1)	私物/危険物保管ロッカー使用料	1ボックスにつき					1月	4,290円	
(2)	倉庫使用料	1区画につき					1月	4,950円	
(3)	自動車駐車料	1台につき					1日	220円	
(4)	バイク駐輪料	1台につき					1月	2,310円	
(5)	自転車駐輪料	1台につき					1月	990円	
(6)	冷蔵庫使用料	1ボックスにつき					1月	3,300円	
5 その他									
患者さまやご家族のご希望により、当院が行いますのでお申し出下さい。									
なお、費用については、実費相当額を申し受けます。									
(1)	外出について付き添いを希望される場合。								
(2)	その他、容器代等								

※ 上記は消費税込みの料金です。

特別室(個室)のご案内

当院では、下記の個室を特別室としてご用意いたしております。
使用を希望されます方は、担当医または病棟看護師にお申し出下さい。

病棟	病室名	料金	面積	トイレ	手洗い	机付き 収納家具	その他
2階病棟	Aタイプ 201号室 202号室 229号室	3,850円	10.3㎡	○	○	○	
	Bタイプ 214号室 215号室	3,850円	12.9㎡			○	(男性病棟内) 男性に限ります
	Cタイプ 203号室 204号室	5,500円	15.7㎡	○	○	○	(女性病棟内) 女性に限ります
3階病棟	Aタイプ 301号室 302号室	3,850円	10.1㎡	○	○	○	

- ① 上記の個室料は1日あたりの料金です。(消費税は含まれています)
健康保険は適用されませんのでご注意ください。
- ② 使用状況により、希望されるお部屋に入室できなかつたり、満室のために入室をお断りする場合がありますので、ご了承下さい。
- ③ 当院の都合または患者さまの治療上の理由による入室については、利用料を徴収いたしておりません。

【一般名処方について】

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方を行うことを言います。これにより、有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、自由にお薬を選ぶことができるようになります。

また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。